

## 第7回流域治水推進審議会 議事概要

1. 開催日時 令和3年3月22日（月）10:00～12:00
2. 開催場所 Web会議および滋賀県危機管理センター災害対策室5,6
3. 出席者

流域治水推進審議会委員

上田委員、植平委員、大杉委員、大村委員、菊池委員、北井委員、小浦委員、  
多々納委員（会長）、中川委員、中谷委員、中村委員、西谷委員、森委員、山下委員  
事務局

土木交通部流域政策局流域治水政策室

### 4. 内容

議第1号 浸水警戒区域の指定について

報告1 「重点地区における取組のあり方検討部会」での検討結果について

〈配布資料〉

- ・議事次第、資料一覧、委員名簿、条例および施行規則、議事一覧
- ・議第1号 長浜市木之本町石道、長浜市余呉町菅並の浸水警戒区域の指定について
- ・報告1 「重点地区における取組のあり方検討部会」での検討結果について

### 5. 議事

(1) 浸水警戒区域の指定について（議案第1号）

1) 長浜市木之本町石道、長浜市余呉町菅並の浸水警戒区域の指定について  
事務局より議事内容について説明

【説明資料：議第1号、議第1号説明資料】

〈欠席委員からの意見代読および事務局意見〉

委員意見 石道については、水害履歴調査で地元に関わらせていただき昭和34年の瀬谷川の氾濫に関する記憶、警戒意識がとても強かった記憶がある。一方、今回の水害・土砂災害に強い地域づくり計画には記載されていないが、明治29年の高時川の氾濫については、地域内での伝承も限られていたと記憶している。今回の計画が、この地域の歴史的な土地利用や住まい方を守り育てる方向性であることを示すためにも、地域の水害履歴については、計画中にもう少しきちんと述べておいたほうがよいのではないかと思った。

事務局 水害履歴調査の結果や被災の事実関係を住民の方に認識していただくのは、水害を自らのこととして考える第1歩と考えている。地域づくり計画は、県でサポートしているが、作成主体が自治会になるので、更新時に委員のご意見を踏まえた内容に反映できるか地元と調整する。

## 〈質疑・応答〉

- 会長 長浜市への浸水警戒区域の指定に関する意見は、市の意見書では反対なのか、賛成なのか不明である。指定に反対ではないと事務局から説明があったが、市への具体的な確認方法を教えてほしい。
- 事務局 長浜市の担当者に電話確認を行い、浸水警戒区域の指定について、長浜市として反対する旨の意見ではないことを確認した。
- 会長 確認した日付を教えてほしい。
- 事務局 令和3年2月26日に確認している。
- 会長 わかりました。
- 委員 2点教えてほしい。  
菅並集会所は浸水が2m～3mあり、集会所の2階床面まで浸水する可能性もあると思われるが、ここを地区の避難所とした理由を教えてほしい。  
浸水警戒区域の指定図面は、区域を示した図面と想定水位を示した図面としているが、各区域の浸水深図ではなく水位を示している理由を教えてほしい。
- 事務局 1点目の菅並集会所は、2階床面が想定水位よりも2m程度高く、安全な避難空間が確保されているため、地区の避難所としている。
- 委員 避難所に浸水リスクがあることは、住民は認識しているのか。他に良い避難所はないのか。
- 事務局 住民は浸水リスクがあること、早めの避難が必要なことも認識しているため、警戒レベル3で避難行動をとるようになっている。地区内でここ以外に良い避難所はない。
- 委員 避難所が浸水することを条件として、避難行動や備蓄物資の確保を考えた方がよいと思った。
- 事務局 次に2点目の区域指定の図面のことであるが、従前から区域図面と想定水位を示した図面の2種類となっている。浸水警戒区域内では家屋建築時に、各地点の想定水位よりも高い面に避難空間を確保していただく必要があるため、想定水位を明示した図面を作成している。
- 委員 了解した。
- 委員 石道地区の高時川沿いの住宅が、浸水警戒区域から外れている理由を教えてほしい。
- 事務局 地域づくり計画は自治会単位で作成しており、委員ご指摘の地区は別地区である古橋地区である。古橋地区も重点地区で、取組は別途実施している。
- 委員 自治会が別なことは了解した。古橋地区の取組状況を教えてほしい。
- 事務局 古橋地区は、平成30年度から取組実施、図上訓練、想定水位の設定などの取組を実施している。
- 委員 了解した。
- 会長 古橋地区の浸水警戒区域の用途はいつか。
- 事務局 令和4年度の指定を目標としている。
- 委員 菅並地区の避難所は高時川右岸側にあるが、反対側になる左岸側の住民はどこに

- 避難するのか。
- 事務局 高時川左岸の住民においても、右岸側の菅並集会所に避難するようになっている。
- 委員 川を横断することは、危ないのではないのか。
- 事務局 中川原橋を横断するリスクはあると思われる。ただし、左岸側の住民は過去に浸水があったことからリスクは十分認識されており、早めの避難行動をとられる。具体的にはレベル3で避難行動をとるようになっている。
- 委員 菅並地区は土砂災害と浸水のリスクが重なっているが、異なる災害要因との避難の調整はどのように計画しているのか。
- 事務局 役員 WG で流域政策局や砂防課同席のもと、大雨時のタイミング以外に土砂災害のタイミングも決めている。
- 委員 各避難のタイミングは長浜市の地域防災計画との調整もできているのか。
- 事務局 役員 WG、住民 WG は長浜市も同席で取組を実施しているので、長浜市の地域防災計画も意識している。
- 会長 地域づくり計画のフォローアップは実施するか。
- 事務局 両地区とも来年度以降も取組継続するので、役員 WG などを通じてフォローアップも考えている。
- 会長 それでは議論も出つくしたようだ。2地区の指定について地域協議を経てご理解されていることもあるし、地域づくり計画もできているので、お認めいただいてよろしいか。(全委員うなずく)
- ありがとうございます。提案のあった内容は、原案通り可とする。今後のフォローアップが必要な案件は着実に進めていただくようお願いする。

## (2) 「重点地区における取組のあり方検討部会」での検討結果について (報告1)

### 1) 浸水警戒区域の指定に係る重点地区における取組方針

事務局より議事内容について説明

【説明資料：報告1】

#### <質疑・応答>

- 委員 3点ある。1点目は、4ページの重点地区での取組の進め方についてだが、このフロー図のどの時点で重点地区が指定されるのかが記載されていないのではないか。
- 2点目は、5ページの表-1 重点地区の現状と望ましい方策による分類とあるが、例えばDグループについて、河川整備が終わって、ある程度浸水リスクが減ったところをいつまでも重点地区として残しておくのか。私はDグループについては、欄外グループとして重点地区として取り扱わないとした方がよいと考えている。Dグループを重点地区というのはわかりにくいと思う。
- 3点目は、1ページの書きぶりが順番がおかしいと思った。条例で流域治水を進めているという段落があって、次に急に重点地区という言葉が出てくる。そ

うではなくて、浸水警戒区域を指定するのだけれども、その中でも特に著しい浸水リスクがある地区を優先して水害に強い地域づくりに取り組みというそういう順番にした方がよいのではないか。1ページの書きぶりがこれでよいのかという思いがある。それと比べて3ページの2-1の重点地区の取組の進め方というのはそういう順番になっておりわかりやすい。

事務局

ページの順番でお答えする。

まず1ページだが、ご指摘のとおり、浸水警戒区域の話が後から出てくるので、区域指定の話の先に持ってきた方が文書としてはわかりやすいかと思うので、再考したい。

次に4ページは、委員がおっしゃっているのは、重点地区をどこかの時点で宣言した方がよいということか。

委員

重点地区が、浸水警戒区域対象地のすべてなのか、それとも一部で重点的に取り組む地域があるということであれば、重点地区にするとどこかの時点で判断しているのだと思うが、それをどこかに書いた方がよいのではないかという思いである。

事務局

そういうことであれば、1ページの2段落目で、居住等されている地区や開発の可能性あるような地区を、重点地区を定義づけているので、そういったことを図-1の中に追記するというのでどうか。

委員

重点地区はどの段階で指定されるのか。

事務局

重点地区としては指定していない。優先的に取り組んでいるという意味である。

委員

それをどの段階で判断しているのか。

事務局

県内で約50地区を重点地区とすることは、条例制定後まもなく設定している。

会長

重点地区の選定は、議論されることなく、県が決めている。

重点地区に入るとか外すということ、この審議会で議論すべきことかということもある。個人的には、重点地区というものそのものに納得いかないと思っている。開発ポテンシャルがないということが明確に示せるのならよいが、どちらかということこれまで家が建っていなかったようなところで建ってきてしまっていたということが実際にはあるので、そのことが気になる。

委員

重点地区というのは初めて出てきたのか。

会長

以前からあるし、重点地区で区域指定の取組を進めておられ、約50地区ある。そのリストは公表されているのか。

事務局

現在、一覧表としては公表していない。

会長

重点地区以外も含め、エリアマップとして今回公表するのか。

事務局

そうである。重点地区以外も含め、すべて公表する。

委員

この取組方針は、どこに公表されるのか。滋賀県庁に提出するのか。

事務局

部会からもらった提言に基づき、県が取組方針を策定することになる。

会長

したがって、こういう取組で進めるがこれでよろしいかということはこの審議では問われている。

会長

滋賀県はこれまで重点地区を対象に取組を進めてきた。その中でやっと7件指

定ができた。しかし、重点地区といったからには、もう少し早く取組を完了させたいという思いがあったので、その中で比較的取組を進めやすい地区とそうでない地区があるという課題が一つ。

もう一つは、これまでの進め方で難しさがある、特に住民の皆さんの合意をとってそれから区域指定するというストーリーだったが、公益性の観点からの県の判断にふれていないので、意思決定の根拠が住民の総意になってしまっている。そこでプロセスの整理などをされた。これが前半の説明部分。

後半は、土砂災害警戒区域の手順と同じように、調査終了後ただちにリスクのあるところを公表する。住民の生命安全を守るために必要だろうということで、今まで作成したマップがあるけれども、はっきりと3m以上の区域というのがわかっていなかったのを、それをきちんとわかるようにしましょうということ。県の方も今後どのようにして進めるのかを、きちんとしたものがある方がよいということで、取組方針としてまとめているという風にご理解いただければと思う。

したがって、重点地区ありきでこの議論をしてもらえるとありがたい。

事務局

3点目のご質問にお答えする。5ページのグループDだが、重点地区から外したらどうかというご指摘だったが、これまで水害に強い地域づくりの取組を実施しており、地元も熱心に取り組んでいただいているので、当面はそなえる対策を進めることになる。しかし、開発の可能性は低い農地等に3m以上の区域が残っているので、ゆくゆくは浸水警戒区域の指定も考えていることになることから、あえて重点地区から外さずに取組は継続するという趣旨でDグループを設けている。

委員

すっきりしないが、了解した。

会長

重点地区での取組を全部終了したらどうするのかということがよくわからないが、重点地区以外も指定していくというストーリーだと思っている。重点地区以外であっても開発ポテンシャルがあるところはないかと心配しているので、そこはフォローしてほしい。今後、重点地区での取組が進んだ時には、グループ分けも含めて再度検討した方がよいと考えている。

委員

重点地区というのは、現段階で県が区域指定を予定している候補地ではないのか。

事務局

浸水警戒区域に指定すべきところのうち、水害に強い地域づくりの取組を重点的に取り組んでいるところ。浸水警戒区域に指定すべきところは、開発の可能性が低いところも含まれるが、重点地区は、すでにお住まいの方がいらっしゃる、開発の可能性が高かったりというところで、命優先の取組を重点的にしている地区。

委員

現段階で県として浸水警戒区域として指定すべき候補地なのか。

事務局

そうである。

委員

1ページの1-1に記載しているのは、条例を作って流域治水を進めている、その中で重点地区約50地区については、浸水警戒区域を指定していく予定だ

が、まだ7地区にとどまっている。その上での、重点地区の未指定地での状況を説明する、という文章の組み立てだと理解していたのだが違うのだろうか。重点地区で急いで浸水警戒区域を指定していかないといけないのだけど、まだ指定されていないところでは、県によって安全性の確認ができていない住宅の新築等がある、あるいは県の支援制度が使えなかったという状況があったという、そういう構成だと思って理解していた。

- 委員 私は少し誤解していたようだ。ありがとうございます。
- 委員 重点地区というのがわかりにくいので、工夫がいるかとは思いますが。部会のメンバーは重点地区について何度も説明されているので、頭に入っているのだが。1ページについては、ご指摘を受けて検討してもらいたい。
- 会長 重点地区設定の経緯とか書いておけば、そのあとはこのようなストーリーでいえると思う。
- 事務局 はい。承知しました。
- 会長 重点地区については、優先して指定すべきだという地域に、県が直接入って一生懸命やりたいところを約50地区選ばれて、取組を進めているということである。
- 重点地区での取組については、議会とかに報告されているのか。オーソライズされた取組なのか。
- 事務局 重点地区は約50地区ということで対外的にも話はしている。
- 委員 8ページで、「3m以上の浸水が予測されるため特に安全な住まい方が必要なエリアの公表」というのがあって、これはまさに重点地区かどうかは無関係に、想定浸水深から浸水警戒区域の対象となるエリアをすべてわかるようにするのだという話。ここでも「浸水警戒区域対象地のうち未指定地」という言葉を使っているが、1ページでも同様に使っていて、同じ用語を使うのはどうかと思った。
- 会長 ここについては、現状認識のための文章が入っているだけ。
- 委員 未指定地での新築の話等は、重点地区でまだ指定がされていないところと思って私は読んでいたがそうではないのか。
- 8ページは、想定浸水深が3m以上で浸水警戒区域の対象地になるところを出すということ。
- 1ページ目でも「区域指定の対象地のうち未指定地では」と言っているが、これは重点地区のうちの未指定地だと理解していたが、そうではないのか。
- 事務局 新築や増改築があったエリアというのは、重点地区のことである。重点地区以外は調査していない。正確には「重点地区のうち未指定地」である。
- 委員 そういうことであれば、1ページでは、重点地区の未指定地でこのような新築増改築の例が見られるとか、そういう風に書いた方が、話がつながるのではないか。
- 事務局 流れとしてはそちらの方がよいと考える。
- 委員 そして重点地区かどうかとは関係なしに、浸水警戒区域の対象となりうるそこ

- 事務局長 2000年確率降雨時の想定浸水深が3m以上となるエリアを公表すると。表現を工夫された方がわかりやすいと思う。了解した。
- 事務局長 3のエリアの公表については、重点地区以外も含んでいるので、この取組方針組み込むのがいいのかという議論もある。そうなってくるとタイトルも考えた方がいいのかもしれない。
- 事務局長 8ページのところだが、3mと書いてあるがどのような条件での3mかどうかがわからないので、こういうものをどう呼ぶかということだけなので、文章を生かすという観点でいくと、「2000年確率降雨時の想定浸水深が3m以上となるエリアを」と書いてあるので、その次からに鍵括弧をつけて「特に安全な住まい方が必要なエリア」とするのはどうか。ただ、それだけだと何についてそのようなかがわからないので、「特に安全な住まい方が必要なエリア（浸水）」でどうか。
- 事務局長 「2000年確率降雨時の想定浸水深が3m以上となるエリア」は、マップの名称ではないということによかったか。
- 事務局長 「特に安全な住まい方が必要なエリア（浸水）」が名称である。したがって、例えば、「特に安全な住まい方が必要なエリア（土砂災害）」というのものもあるかもしれない。そういう意味の「（浸水）」である。
- 事務局長 個人的には、3m以上と書いても特定化の根拠がはっきりしないので、そういうものはつけない方がいいかと思っているが、このことについては、皆さんと議論した方がよいと思っているがいかがか。（特に反応なし）
- 事務局長 一度、議論の全体を整理したい。
- 事務局長 1の背景のところは修正してもらおうとして、まず提案されている主要なところは2のところ。迅速化に向けた重点地区での取組方針について、異論や修正点等はないか。
- 事務局長 主要な内容としては、一つは地域ごとにメリハリをつけて取り組むということ。取組が進んでいるところは、これまでどおりする。戸別に宅地嵩上げて対応できそうなところについては、今までどおりの取組を工夫して少しでも早く区域指定できるようにする。Cグループについては、メニューを増やすために、地域との話し合いの場を作ること。
- 事務局長 もう一つは、指定にあたっては県が全体の公益性を判断するということを明記した。
- 事務局長 部会の委員の方はよくわかっておられると思うが、それ以外の委員の方はいかがか。
- 委員 BとCのことだが、Bは個別に対応できるから早期指定を目指す、Cについては指定が難しいので（早期ではなく）指定を目指す、と順番で言えば、Bが先でCが後という意味なのか。
- 事務局長 Cは手段が追加されたからだと思っているが、事務局どうか。
- 事務局長 Cは家屋ごとでの対策が難しいので、まちづくりも含めた対応が必要だということになるので時間軸で言えば、BよりはCの方がより時間がかかると考えてい

る。

委員 したがって、Bは「早期指定を目指す」、Cは「指定を目指す」という書き方になっているのか。ある意味、Cの方が地区の全部もしくはほとんどが区域対象地なので、取り方によってはCの方が大変なのではないかと思った。

会長 そのとおりののだが、地域では複数の自治会をまたぐような意思決定をしていかなければいけないので、時間がかかるということである。それがわかるようになっているだろうか。ここで、BやCグループにどのような地区があるのか話をすることは可能か。

事務局 現在、審議会を公開としていることから、具体の地区名を申し上げることはできない。

会長 そうですか。Cグループは、複数の自治会と避難場所について検討するということで、調整時間がどうしてもかかるということ。重点的にするということは変わらず、オプションを追加して進めるという理解でよいか。

事務局 オプションの部分に時間がかかると考えている。

会長 重要性ということでは変わりはないということだと思う。今の回答でよろしいか。

委員 はい。

会長 他にご意見はないようなので、取組の案についてはこれでお認めいただいたということとする。

次に、「3m以上の浸水が予測されるため安全な住まい方が必要なエリア」の部分だが、こちらは調査終了後、できるだけ速やかにリスクのあるところを住民にお知らせするという。重点地区ではないが、安全な住まい方が必要な場所ということ。

ここについてはいかがか。ネーミングはこれでよいか。

委員 3m以上という数字がいいのか、それがどういう危険性を示して「(3m以上)」と書くのがいいのか、そのあたりで議論が必要である。

会長 文章の中にはどのようなリスクか書いてあるので、タイトルだけの問題かと。通称で呼ぶときに長い名前はどうかと思う。

委員 「特に安全な住まい方が必要なエリア」でもいいと思う。

会長 何のリスクかをわかるように「特に安全な住まい方が必要なエリア(浸水)」とすればどうかと。

委員 それがいいのかもしれない。最初から3mというよりは、何を意図しているかということが伝わる方が、いいかもしれない。

報告書のタイトルが重点地区とすると、この取組とあわないから、そこは調整が必要かと。

会長 報告書のタイトルを最後に考えるのもなんだが、何かよいアイデアはあるか。

委員 今すぐ思いつかない。

会長 提言は重点地区における取組のあり方についての提言である。

委員 重点地区での指定促進と、地域の安全な住まい方を目指すための方針である。

指定促進というのが入っていてもいいかもしれない。

会長 重点地区を削除してはどうか。「流域治水条例に関する浸水警戒区域の指定に係る取組方針」とか。

委員 今回の取組方針のポイントは、重点地区における取組を加速化しようというところにあるので、メインの内容をタイトルに入れておくというのは大事だと思う。それから、部会の提言も重点地区が入っているので、タイトルはこれでいいのではないかと思う。

会長 対象は重点地区よりも広いけど、重点地区等という感じでもよいかもしれない。目次で見たときに3だけ違う感じがするが、タイトルはこのままでよいかと思う。

皆さんのご意見を聞いて決めたいと思うが、他にご意見はあるか。

委員 重点地区について抜いてもよいかとも思う。部会の委員でもあり、取組方針に何度も「重点地区」と出てくるので、特に違和感なく「重点地区」という言葉を見ていた。

会長 では、とりまとめたいと思うが、8ページについては、修正をお願いしたいがよろしいか。

事務局 了解しました。

会長 それから、1ページの概要のところは、ここでは「重点地区における未指定地」であることがわかるように修正するなど、特に1-1に関する修文をお願いしたい。

それでは、修文いただいたものは、私の方で確認して最終版とし、委員の皆様にも見ていただけるようにしたいと思う。

今の議論を受けて、取組方針をまとめていただきたい。

この取組方針で大筋はまとめたので、4月以降はこれに沿って進めていただきたい。

以上で予定していた議事をすべて終了したので、事務局にお返しする。

－以上－